

第3章 施策の展開

施策の体系

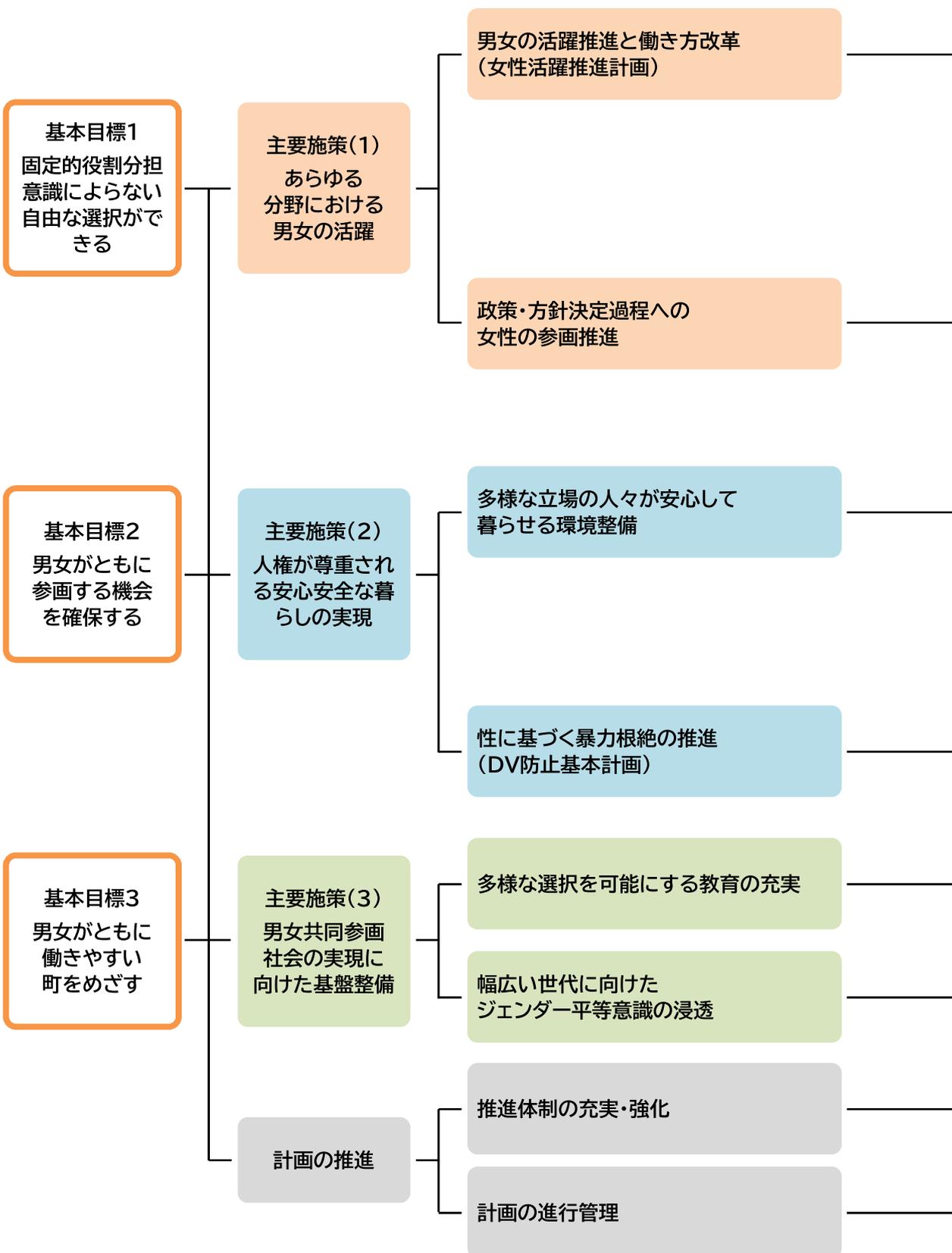
【基本理念】

【基本目標】

【主要施策】

【基本方針】

誰もが多様な選択肢から自らが自らの道を選択でき、活躍できる社会



【基本施策】

【具体的施策】

1. 男女がともに能力を発揮できる社会づくり

- ① 昇進や昇任における男女の平等
- ② 事業所におけるポジティブ・アクション(積極的改善措置)の促進
- ③ 女性活躍推進法に基づく計画策定についての周知と啓発

2. ワーク・ライフ・バランスの取り組み支援

- ① ワーク・ライフ・バランスの啓発
- ② 職員の時間外勤務の短縮と多様な働き方の整備

3. 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の促進

- ① 子育て支援体制の充実
- ② 子育てや介護などの負担軽減のための支援の充実

4. 女性の就労支援・起業支援

- ① 女性の就労支援
- ② 女性の起業および就農支援
- ③ 農業を営む女性への環境整備

1. 行政、地域、団体などにおける意思決定の場への女性の参画拡大

- ① 町女性職員の活躍推進
- ② 審議会等への女性登用
- ③ 地域活動における女性活躍

2. 女性リーダーの発掘・育成

- ① 女性リーダーの発掘・育成

1. ジェンダー平等の視点に立った意識の確立と環境整備

- ① 家庭内での支え合い、助け合い
- ② 地域全体の支え合い、助け合い

2. 性に対する理解と心身の健康保持

- ① LGBTQなどの性的マイノリティに対する理解
- ② ライフステージに応じた健康管理体制の充実

3. 貧困、高齢、障がいなどにより困難を抱えた人々への支援

- ① ひとり親世帯などへの支援の充実
- ② 生活困窮者への支援
- ③ 高齢者や障がい者への支援および介護者支援の充実

4. 防災における男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- ② 防災分野への女性の参画促進

1. 暴力を許さない意識醸成および相談・被害者支援体制の充実

- ① DVなどの暴力の根絶に向けた対策の推進
- ② DVやセクハラなどの被害者支援体制の充実

2. 社会的弱者に対する暴力の予防

- ① 社会的弱者に対する犯罪や暴力の根絶に向けた対策の推進
- ② 社会的弱者に対する犯罪や暴力の発生を防ぐまちづくり

1. 幼稚園・保育園・認定こども園・学校におけるジェンダー平等教育の充実

- ① 幼稚園・保育園・認定こども園・学校における男女共同参画教育の充実

2. キャリア教育と子どものエンパワーメント支援

- ① 子どものエンパワーメント支援

1. 生涯学習におけるジェンダー平等学習の推進

- ① ジェンダー平等意識を高める慣行の見直し
- ② 多様性を認める意識の醸成

2. 男女共同参画に関する情報収集と発信

- ① ジェンダー平等・男女共同参画推進のための広報活動の推進

- ・「広陵町男女共同活躍推進委員会」を中心として、総合的・組織横断的な施策を推進します。
- ・国、県、関係機関との連携体制を強化します。
- ・近隣市町などとの連携による情報交換、協力体制を強化します。
- ・職員や関係団体等住民への男女共同参画、人権に関する研修を充実します。

- ・「広陵町男女共同活躍推進委員会」による計画の進捗状況の把握・評価内容の公表を行います。
- ・「広陵町男女共同参画審議会」による計画の進捗状況の評価を行います。

主要施策1. あらゆる分野における男女の活躍

基本方針1. 男女の活躍推進と働き方改革(女性活躍推進計画)

■誰もが能力を發揮して働きやすい環境づくり

近年、子育て期も継続して仕事を続ける女性が増加しており、本町においてもこの10年間で、子育て期に当たる30歳代から40歳代前半女性の労働力率は大幅に上昇しています(p. 19)。また、「住民意識調査」をみても、女性が仕事を持つことについての考え方で「仕事を持ち、結婚や出産後も仕事を続ける方が良い」の回答が、前回調査よりも7.6ポイント高く、約6割になっており、女性の就労継続を肯定する意識が高くなっています。

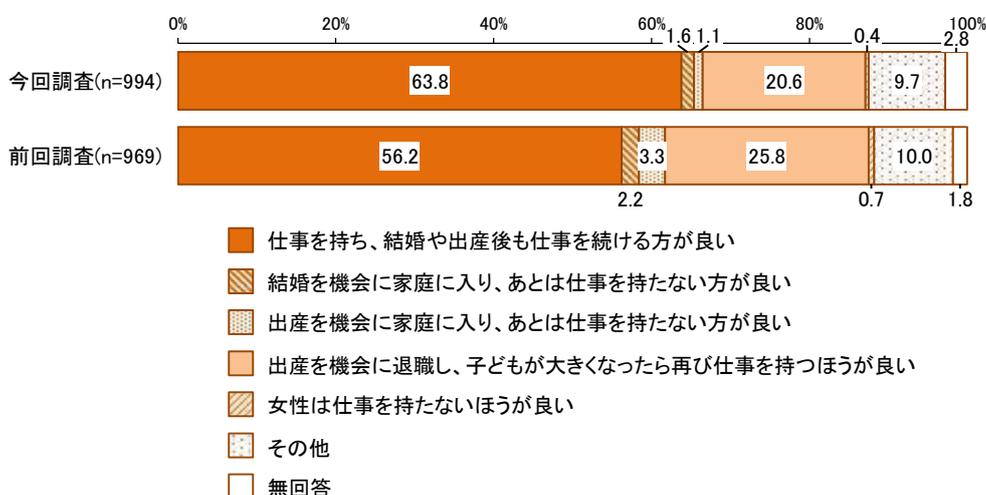
その一方で、職場における男女の地位の平等感について、男性が優遇されていると感じる人は、男女ともに多数を占めています。この現状を踏まえ、職場での男女平等を実現するためには、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を促進していく必要があります。

庁内においては、「広陵町次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、性別にかかわらず能力を發揮できるように人材育成や職務分担の適正配置に取り組まなくてはなりません。

事業所に対しては、男女の均等な機会と待遇の確保など労働関連法令の順守とともに、一般事業主行動計画の策定や「えるぼし」「くるみん」のような認定制度の周知を行い、誰もが働きやすい職場づくりについてさまざまな機会を通じた働きかけを行っていく必要があります。

また、農業分野でも就労や起業、再就職、フリーランスなどさまざまな形態の働き方や幅広い分野で女性が活躍できる環境づくりに取り組むべきです。

図 女性が仕事を持つことについて(前回調査との比較)



■ワーク・ライフ・バランスの実現

夫婦と子どもがいる世帯の生活時間をみると、共働き世帯、専業主婦世帯にかかわらず夫の家事・育児・介護等の時間が極めて短いという実態があり、働く女性に家事・育児・介護等の負担が大きいことがわかります。「住民意識調査」をみても、日頃の生活において家事や育児・介護等に費やしている時間は、女性の方が大幅に長くなっています。

その背景には、家事・育児・介護等を女性の役割とみなす意識に加えて、男性の長時間労働や育児休業等を取りづらい職場の雰囲気あげられます。

一方、令和3(2021)年6月に育児・介護休業法が改正されて、柔軟な育児休業の枠組みの創設や育児休業の分割取得が可能になるなど、男性が育児休業を取りやすい環境整備が進んでいます。今後は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現により、誰もが充実した人生を送ることができるよう、職場環境の改善、多様な働き方や、両性での家事育児シェアについて広く周知し、啓発を進めなくてはなりません。

また、育児や介護を行う住民の仕事との両立が可能になるように支援体制を整備するとともに、町内事業所における両立支援を促進する取り組みが必要です。

表 日頃の生活の中で各活動に費やしている時間(各活動を行っている人の平均)

	女性	男性
仕事や学校がある日の家事時間	213分	76分
仕事や学校がない日の家事時間	257分	124分
仕事や学校がある日の育児・介護等時間	217分	95分
仕事や学校がない日の育児・介護等時間	356分	227分
仕事・学校時間	475分	595分

1. 男女がともに能力を発揮できる社会づくり

具体的施策① 昇進や昇任における男女の平等

内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・町が町民に対して、性別にかかわらず個人の能力に応じた積極的な昇進や昇任を働きかけ、事業所における男女間格差の是正に向けた取り組みを応援します。 ・男女間の賃金格差を是正するため、同一労働・同一賃金を働きかけます。 	協働のまちづくり 推進課 産業総合支援課

具体的施策② 事業所におけるポジティブ・アクション(積極的改善措置)³の促進

内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における男女格差解消のため、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を促進します。 	協働のまちづくり 推進課 産業総合支援課

具体的施策③ 女性活躍推進法に基づく計画策定⁴についての周知と啓発

内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について周知します。 ・庁内における女性活躍推進のため特定事業主行動計画を着実に実行します。 	協働のまちづくり 推進課 産業総合支援課 秘書人事課

ポジティブ・アクションの必要性とその効果

- I. 労働意欲、生産性の向上 ー性にとらわれない公正な評価により活力を創出ー
- II. 多様な人材による新しい価値の創造 ー多様な個性による新たな発想ー
- III. 労働力の確保 ー労働者に選ばれる企業へー
- IV. 外部評価(企業イメージ)の向上 ー人を大切にするというイメージの獲得ー

³ **ポジティブ・アクション(積極的改善措置)**: 固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

ポジティブ・アクションは、単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性が男性よりも能力を発揮しにくい環境におかれている場合に、こうした状況を「是正」するための取り組み。

⁴ **特定事業主行動計画・一般事業主行動計画**: 平成15(2003)年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」において、国の各府省や地方公共団体等は「特定事業主」、一般企業は「一般事業主」として、自らの社員・職員の子どもの健やかな育成のために策定する計画をいう。

2. ワーク・ライフ・バランスの取り組み支援

具体的施策① ワーク・ライフ・バランスの啓発		
	内容	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・町が率先して男女がともに心身とも健康で豊かな生活を送ることができるよう取り組み、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発活動を推進します。 ・男女の育休について積極的に啓発するとともに、取得を促進します。 	秘書人事課 協働のまちづくり推進課 産業総合支援課

具体的施策② 職員の時間外勤務の短縮と多様な働き方の整備		
	内容	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働を抑制するとともに多様な働き方等を整備し、誰もが安心して働ける職場づくりの積極的な働きかけを推進します。 	秘書人事課

3. 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の促進

具体的施策① 子育て支援体制の充実		
	内容	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの設置により、子育てに関する相談支援体制の充実を図ります。 ・子どもを安心して産み育てられるよう、父親も母親も子育てに参加できる体制を支援します。 ・安心して子育てができるよう、子育て中の親子が集える場所や交流機会の提供を行います。 ・子ども達が幼児教育から学校教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携を推進します。 	子育て総合支援課 こども課 けんこう推進課 教育総務課 学校支援課

具体的施策② 子育てや介護などの負担軽減のための支援の充実		
	内容	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で子ども・高齢者等を見守る取り組みを推進します。 ・個々の状態に応じ、必要な福祉サービスを充実させ、介護者の負担軽減を図ります。 ・子どもを安心して預けられる保育サービスの充実を図ります。 	子育て総合支援課 こども課 けんこう推進課 社会福祉課 介護福祉課

4. 女性の就労支援・起業支援

具体的施策① 女性の就労支援

内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の女性、再就業を希望する女性、また子育てを終えた女性が町内や近隣市町で負担なく働くことができるよう就労支援を促進します。 ・「えるぼし」「くるみん」「社員・シャイン」の認定・登録を支援して企業の両立支援の取り組みを促進します。 	協働のまちづくり推進課 産業総合支援課

具体的施策② 女性の起業および就農支援

内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・女性が単独もしくは複数で起業および就農できるよう起業に向けた支援(セミナー、補助金制度、相談対応等)を行います。 	産業総合支援課 農業振興課

具体的施策③ 農業を営む女性への環境整備

内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で農業に携わる女性が、地域におけるリーダーや役員として活躍できるように支援体制を構築します。 	農業振興課

数値目標

指標	現状値	目標値 (令和9年度)
町男性職員の育児休業取得率	20.0% (令和3年度)	50%以上
15歳～64歳の女性の就業率	59.5% (令和2年国勢調査)	65%以上
町内の「一般事業主行動計画」策定企業数	25件	50件

基本方針2. 政策・方針決定過程への女性の参画推進

■さまざまな分野への意思決定における男女共同参画と人材育成の推進

本町では、前期計画における数値目標にあげている町女性職員の管理職割合は平成 27 (2015)年以降大幅に上昇して、平成 30(2018)年には40%を超えました。令和 4(2022)年 4月現在は 34.3%(常勤職員課長相当級以上)となっており、奈良県・県内市町村の平均を大きく上回っています(p.16)。

審議会等の女性委員登用割合は 28.1%(令和3年度)となり、前期計画策定時点から約 10ポイント増加し、目標値の 25.0%を超えています(p.15)。

常勤一般事務職等の女性割合が 42.0%(令和 4(2022)年度)であることから、町の女性管理職割合については、「広陵町次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画」における目標値 35%以上(令和7年度末)を第1目標として取り組みを推進する必要があります。

審議会等委員については、地域団体に対する女性登用の働きかけや役職者にかかわらない委員推薦を促すことや、女性の学識経験者を積極的に委嘱するよう各審議会等の所管課に対して情報提供や事前協議を行うなどを通じて、それぞれの審議会等委員の男女比についてまずは女性25%以上をめざして取り組みを推進する必要があります。同時に、審議会等委員の候補にもなるような女性リーダーの人材育成に取り組み、女性のエンパワーメントと町政への参画を促進していく必要があります。

また、地域活動において多様な意見や見方を取り入れていくためにも、女性リーダーの発掘・育成が不可欠です。そのためにも、地域の自治組織の役員や会長における女性登用を呼びかけます。

1. 行政、地域、団体などにおける意思決定の場への女性の参画拡大

具体的施策① 町女性職員の活躍推進	
内容	担当部署
・「広陵町人材育成基本方針」に基づき、男女にかかわらず、人材育成を行い、指導的地位や管理する立場において、女性の登用を促進します。	秘書人事課

具体的施策② 審議会等への女性登用	
内容	担当部署
・審議会等に女性が参画することの重要性について共通認識を形成し、町全体で政策・方針決定の場に女性が参画できるよう推進します。	協働のまちづくり推進課

具体的施策③ 地域活動における女性活躍	
内容	担当部署
・地域活動において多様な意見や見方を取り入れていくため、地域の自治組織の役員や会長における女性登用を呼びかけます。	協働のまちづくり推進課

2. 女性リーダーの発掘・育成

具体的施策① 女性リーダーの発掘・育成	
内容	担当部署
・女性の活躍に関する優良事例を収集し、新たな女性リーダーとなる人材の発掘の取り組みを行います。 ・女性のスキル向上のため、意識啓発や学習活動への支援を行います。	協働のまちづくり推進課

数値目標

指標	現状値	目標値 (令和9年度)
町女性職員の管理職割合	34.29%	40.0%
審議会等の女性委員登用割合	23.1%	40%以上
区長・自治会長の女性割合	4.8%	9.0%以上

主要施策2. 人権が尊重される安心安全な暮らしの実現

基本方針1. 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境整備

■家庭や地域の活動における役割分担

「住民意識調査」をみると、望ましい家庭における役割分担では、生活費の確保や地域活動への参加を除いたすべての家事・育児項目で「男女が同じ程度」を過半数が選択しているものの、実際の分担状況では生活費の確保や地域活動への参加を除いたすべての項目で家事・育児の分担が女性に偏っていることがわかります(p.30)。

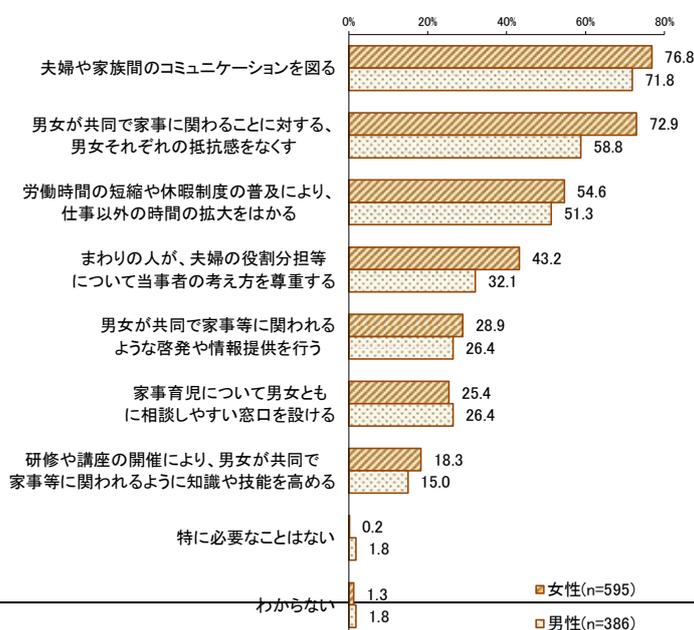
こうした意識と現実のギャップは、家事育児を男女同じ程度分担することが望ましいと思いつながる一方で、現実は何らかの理由で男性の家事育児の分担ができていない状況を示しています。

両性がともに家族の一員として家庭生活にかかわっていくことは、個人の生活を充実させることにもつながることです。「住民意識調査」で多くの人々が家族間のコミュニケーションを図ることや家事を共同で担う意識について「必要である」と回答しているため、その意識を高めていく必要があります(下図)。

家庭とともに身近な地域コミュニティは、多様な立場の住民一人ひとりが参加・参画しながら合意形成を行う住民自治の場です。誰もが暮らしやすい地域コミュニティをつくるためには、多様な住民が対等な立場で参画する必要があることを啓発するとともに家庭や地域をともに担っていく意識を高めていく必要があります。

また、災害時において誰もが安心できる仕組みづくりとして、女性の地域防災・減災活動への参画拡大とともに、避難所運営等において女性をはじめとする多様な住民の声を反映することへの取り組みが必要です。

図 男女が共同で家事、育児、介護に積極的に参加していくために必要なこと



■性の多様性への理解と生涯にわたる健康の支援

「住民意識調査」をみると、LGBTQ⁵など性的マイノリティにとって生活しづらい社会だと思う人の割合は約8割となっており、性的マイノリティの人が困難を抱えていることへの認識は高くなっています(p.38)。性を構成する要素には、身体の性だけでなく、心の性、性的指向など複数の要素があり、それらの組みあわせは多様です。どのような性のあり方であったとしても、それは、一人ひとりの大切な一部分です。パートナーシップ制度の導入など、多様な性を受け入れる制度づくりについて、研究していく必要があります。近年は、少数派と多数派を区別しないすべての人が持つ性的要素を表す言葉として「SOGI」⁶(ソジ)が使われるようになっているなど性の多様性に対する理解が進んでいます。

女性は、妊娠や出産をする可能性があり、ライフステージごとに、男性と違った大きな心身における状態の変化を経験します。中でも妊娠や出産については、命の危険も伴うことがあるため、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない健康支援やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)⁷の観点による妊娠や出産の自己決定の尊重に関する啓発や学習機会の提供を行う必要があります。

■困難を抱えた人への支援の充実

女性は非正規雇用者の割合が高いことなどから、単身や高齢の女性が貧困に陥りやすい傾向となっており、ひとり親世帯のほとんどを占める母子世帯では、相対的貧困率⁸が約5割という状況です。

また、高齢や障がいがあること、性的マイノリティ、外国人であることなどにより社会的困難を抱えている人も多くいます。

さまざまな困難を抱えている人が安心して暮らせるように、人権尊重の観点からそれぞれの状況に応じて必要な支援に取り組む必要があります。

⁵ **LGBTQ**とは、以下の頭文字をつなげた言葉。性的少数者のこと。
Lesbian (レズビアン) …身体の性が女性で、女性が恋愛対象になる人
Gay (ゲイ) …身体の性が男性で、男性が恋愛対象になる人
Bisexual (バイセクシャル) …相手の性別によって恋愛対象が制限されない人
Transgender (トランスジェンダー) …心の性別と身体の性別が異なる人
Questioning (クエスチョニング) …自分の性別や性的指向が定まらないか、決めていない人

⁶ **SOGI**：性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとって、すべての人の性のあり方を示す言葉。性表現 (Expression) を含めて SOGIE (ソジー) と表現することもある。

⁷ **リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)**：リプロダクティブ・ヘルスとは、性と生殖に関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること。リプロダクティブ・ライツは、リプロダクティブ・ヘルスを実現するために保障されなければならない、自己決定などの諸権利のこと。

⁸ **相対的貧困率**：等価可処分所得 (世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得) の貧困線 (中央値の半分) に満たない世帯員の割合のこと。可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料および固定資産税を差し引いたものをいう。

1. ジェンダー平等の視点に立った意識の確立と環境整備

具体的施策① 家庭内での支え合い、助け合い	
内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・家族内での支え合いを促進するため、男性の家事育児の分担を促す取り組みを推進するなどの取り組みを行います。 	協働のまちづくり推進課

具体的施策② 地域全体の支え合い、助け合い	
内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内での介護者が過度な負担とならないよう、地域で要介護者を支え合う取り組みを推進します。 ・地域全体で通常時・災害発生時の助け合いができるよう、普段から近所付き合いができるようなコミュニティづくりを推進します。 	安全安心課 介護福祉課 協働のまちづくり推進課

2. 性に対する理解と心身の健康保持

具体的施策① LGBTQなどの性的マイノリティに対する理解	
内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティ(性的少数者)の方に対する正しい知識と理解を共有するため、教育や啓発活動を行います。 ・性的マイノリティの方が生活しやすい社会にするための環境整備(パートナーシップ制度等)を進めていきます。 	協働のまちづくり推進課 教育総務課 学校支援課 生涯学習文化財課

具体的施策② ライフステージに応じた健康管理体制の充実	
内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次広陵町健康増進計画」に基づき、健康づくりや自己管理意識を高めるため、健(検)診の受診など啓発や情報提供を行います。 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点のもと、男女が互いの性を理解・尊重しあい、妊娠および出産を決定することができるよう、啓発や学習機会の提供を行います。 ・妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない健康支援を行います。 ・がん検診および健康診査を受けやすい体制を整備します。 	けんこう推進課 子育て総合支援課 介護福祉課

3. 貧困、高齢、障がいなどにより困難を抱えた人々への支援

具体的施策① ひとり親世帯などへの支援の充実	
内容	担当部署
・精神的にも経済的にも負担の大きいひとり親世帯などに対し、生活支援のための相談や支援体制の整備を行います。	こども課 保険年金課

具体的施策② 生活困窮者への支援	
内容	担当部署
・女性や高齢者など貧困に陥りやすい社会的弱者に対して、文化的な生活を送れるよう支援を充実します。	社会福祉課

具体的施策③ 高齢者や障がい者への支援および介護者支援の充実	
内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者を介護する方の負担を軽減するため、介護体制の整備や相談体制の充実を図ります。 ・高齢者や障がい者の社会参加の機会を積極的に設け、生きがいのあるまちづくりに努めます。 ・高齢者や障がい者が住み慣れた地域で住み続けられるよう地域で支え合う取り組みを推進します。 ・高齢者の方が家庭や地域で自立した日常生活を送ることができるよう、介護予防等の取り組みを推進します。 	社会福祉課 介護福祉課

4. 防災における男女共同参画の推進

具体的施策① 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	
内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議への女性の登用を進めます。 ・女性の視点に立った避難所運営体制を検討します。 	安全安心課

具体的施策② 防災分野への女性の参画促進	
内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・防災士の女性数向上を推進します。 ・自主防災組織における男女共同参画を推進します。 ・女性消防団と地域との連携により、男女が協力して救命救急の普及を図ります。 	安全安心課

数値目標

指標	現状値	目標値 (令和9年度)
男性の家事関連時間(仕事のある日)	56分	3時間以上
男女の平等な家事分担(料理)の理想と現実の差	42.7ポイント	20ポイント
家庭生活において男女平等であると考えている人の割合	36.2%	50%
防災士の女性人数	13人 (令和4年度)	20人
地域における AED 講習会	9区・自治会 (令和元年度)	41区・自治会

基本方針2. 性に基づく暴力根絶の推進(DV防止基本計画)

■暴力を許さない社会意識の浸透と被害者の支援

どのような暴力も決して許されるものではありませんが、性に基づく暴力では女性が被害者の大半を占めており、「住民意識調査」をみても、DVに当たる行為を受けた経験の有無で女性は男性の2倍以上となっています(p.31)。その背景には男女間の経済的格差や女性の地位の低さなどが存在しています。

DVやデートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為のほかにも、JKビジネス⁹、AV出演強要、リベンジポルノ(私事性的画像被害)などで若年女性の被害が顕在化しています。また、近年ではSNS¹⁰の普及により、その被害は多様化、低年齢化する傾向です。新型コロナウイルス感染症の拡大期にDVや性暴力被害の相談が増加したのは、新型コロナウイルス感染症によるストレスや社会不安が引き金となり、社会的に弱い人に向けた暴力として顕在化したのではないかとされています。

暴力は、被害者の安心・安全な生活を脅かすだけでなく、暴力によって身体に受けた傷が癒えた後も心の傷が長年にわたって被害者を苦しめ、将来に大きな影響を及ぼすことがあります。しかしながら、被害者は自分が暴力を受けている自覚がない場合があり、暴力を受けたのは自分にも落ち度があったからだと思ってしまう場合もあります。また、人に話すことで二次被害¹¹を受ける場合もあり、暴力の被害は潜在化する傾向がありました。

今回の計画策定にかかる意識調査では、DVに当たる行為について知らせた上で経験の有無を聞くことで、5年前に実施した意識調査と比較して、DVの経験があると回答した人が、大幅に増加しました(p.64)。知らずに暴力の被害者・加害者にならないよう、DVに限らず何が暴力に当たるのか、継続的に啓発活動を行っていく必要があります。また、同時に、多様な相談窓口の周知を積極的に進めることで、これまで相談につながりにくかった層への支援を行う必要もあります。

被害者支援としては、相談を受け付けるとともに、庁内の各課および関係機関との連携強化を行い、専門窓口の紹介や支援を行っていくことが必要です。

⁹ JKビジネス：主として「JK」(女子高校生)などの未成年者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるもの。

¹⁰ SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で登録された利用者同士が交流できる Web 上のサービスのこと。

¹¹ 二次被害：被害を明らかにした後に周囲からの言動でさらに傷つけられる行為。

図 DVに当たる行為を受けた経験の有無

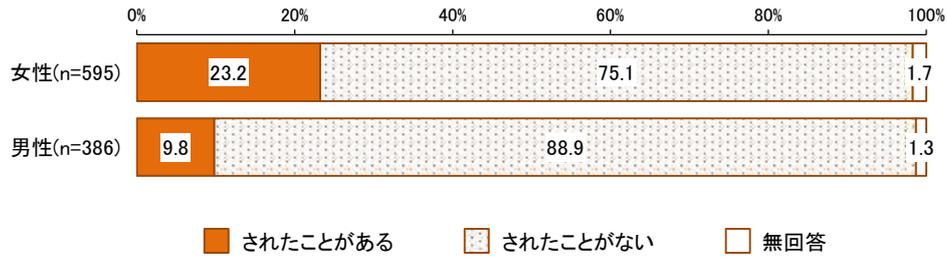
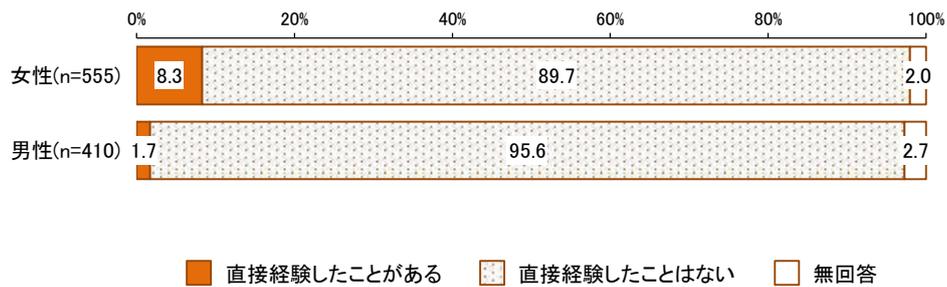


図 DVに当たる行為を受けた経験の有無(前回調査)



1. 暴力を許さない意識醸成および相談・被害者支援体制の充実

具体的施策① DVなどの暴力の根絶に向けた対策の推進

内容	担当部署
・暴力防止、暴力根絶に向けた学習機会および啓発活動を充実します。	協働のまちづくり推進課

具体的施策② DVやセクハラなどの被害者支援体制の充実

内容	担当部署
・DVやセクハラなどの被害者に対して、相談を受け付けるとともに、専門窓口の紹介や支援を行います。	協働のまちづくり推進課

2. 社会的弱者に対する暴力の予防

具体的施策① 社会的弱者に対する犯罪や暴力の根絶に向けた対策の推進

内容	担当部署
・社会的弱者に対する性的暴力等が起こらないよう、教育機関等と連携して啓発や予防に努め、学習機会を提供します。	協働のまちづくり推進課 こども課 教育総務課 学校支援課

具体的施策② 社会的弱者に対する犯罪や暴力の発生を防ぐまちづくり

内容	担当部署
・犯罪防止の視点に立った防犯カメラの整備、あいさつ運動や見守り活動の強化などを推進します。	安全安心課 教育総務課 生涯学習文化財課 こども課

数値目標

指標	現状値	目標値 (令和9年度)
DV等の暴力に関する相談機関・相談窓口に関する啓発回数	5回 (令和4年度)	5回
「生命(いのち)の安全教育」に関する出前講座の回数	3回 (令和4年度)	7回
DV等の被害を受けた方の中で、「誰にも相談しなかった」人の割合	41.7%	20%未満

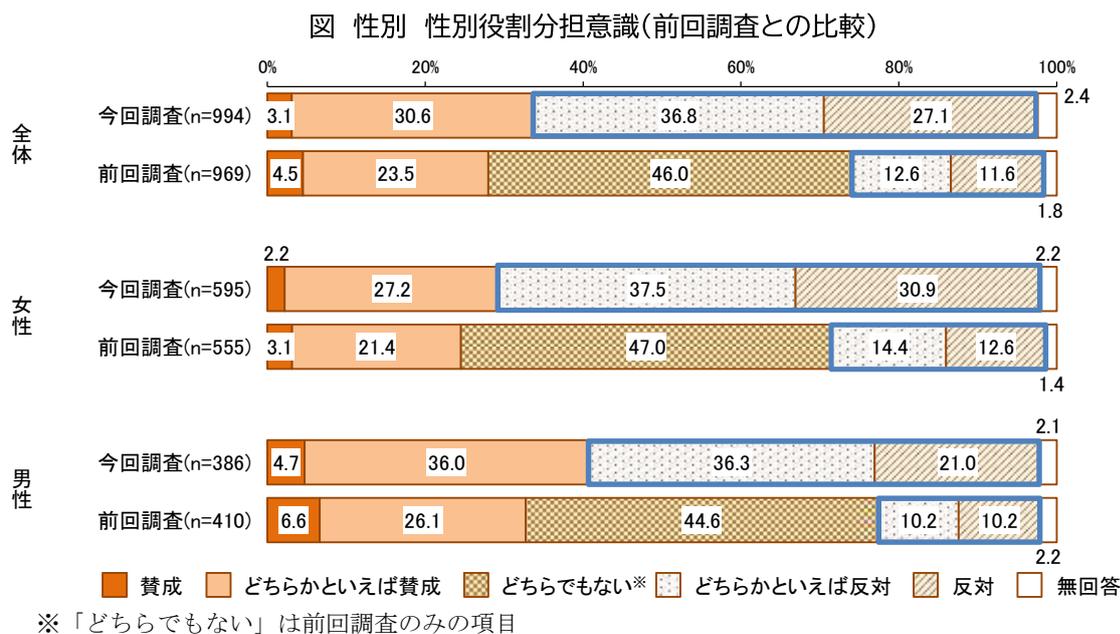
主要施策3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

基本方針1. 多様な選択を可能にする教育の充実

意識の変化と社会における男女の地位の平等感にみられるギャップ

「住民意識調査」をみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対して否定的な人の割合は、全体で6割を超えており肯定的な人の割合を大幅に上回っています。この設問は、性別に基づく役割分担意識を問うための設問です。前回調査の「どちらでもない」の選択肢には肯定・否定双方の人が含まれていたと考えられますが、今回調査における否定的な人の割合の増加をみると、住民の意識が変化していることがうかがえます(下図)。

その一方で、社会における男女の地位の平等感では、ほとんどの分野で男性優遇感が強い状況は変化していません(p.37)。このことは、住民の意識が一定変化しているのに対して、生活上での男女の役割やおかれた状況が大きく変化していないことによると考えられます。



幼少期からの性別にとられない教育の推進

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別役割分担意識は薄れてきている傾向であるものの、一方で「妻や子どもを養うのは、男性の責任である」や「子どもが3歳くらいまでは保育園等に入れずに母親のもとで育てる方がよい」という考え方には男女とも肯定的な傾向がみられます(P35)。こういった性別に基づく固定観念や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が、社会のさまざまな場面で男女の生きづらさにつながり、結果的に選択肢を狭めてしまう現状があります。

性別に関する固定観念や思い込みは、幼少期から、周囲の大人の言動や子どもが受け取るさまざまな情報や体験によって形成されるものです。子どもたちが成長する過程において自ら選択肢を狭めてしまわないように、教育現場におけるジェンダー平等教育の実践や、子どもに関わる大人自身が、自分自身の性別に基づく無意識の思い込みに気づくことが大切です。

そのため、幅広い世代を対象とした啓発活動を推進するとともに、子どもたちに対するジェンダー平等教育、多様な選択を可能にするキャリア教育、人権尊重の視点を持って主体的に判断する力を身につけるための教育を推進することが必要です。

1. 幼稚園・保育園・認定こども園・学校におけるジェンダー平等教育の充実

具体的施策① 幼稚園・保育園・認定こども園・学校における男女共同参画教育の充実		
	内容	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員や保育士への男女共同参画、人権に関する研修を充実します。 ・次世代を担う子どもや若者へ、性別に基づく固定観念や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれない意識啓発の取り組みを推進します。 ・発達段階に応じた性教育の充実を行います。 	<p>こども課 教育総務課 学校支援課</p>

2. キャリア教育と子どものエンパワーメント支援

具体的施策① 子どものエンパワーメント支援		
	内容	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子どもたちが、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるよう、子どもの男女共同参画の理解を促進します。 ・ジェンダーにとらわれないキャリア教育を推進します。 	<p>教育総務課 学校支援課</p>

基本方針2. 幅広い世代に向けたジェンダー平等意識の浸透

■生涯にわたる学習機会の提供による個人と社会の幸福の追求

「住民意識調査」をみると、「女性・男性であること」によって負担感や生きづらさを感じたことがある人は全体の1割強で女性は男性の約2倍の割合となっています。男女ともに、周囲から性別に基づく固定的な見方を押しつけられるといったことが負担感や生きづらさにつながっているという現状があります。

こういった現状を改善していくためには、ジェンダー平等や男女共同参画について多くの世代に向けた地道な啓発を継続的に取り組む必要があります。

誰もがそれぞれの生き方を認め合い、人として平等であるという視点に立って豊かな人間関係を築いていくことが、個人の幸福とより良い地域社会づくりにつながることから、多様性を認め合える意識の醸成に向けた啓発活動を行う必要があります。

図 「女性・男性であること」によって
負担感や生きづらさを感じたことがあるか

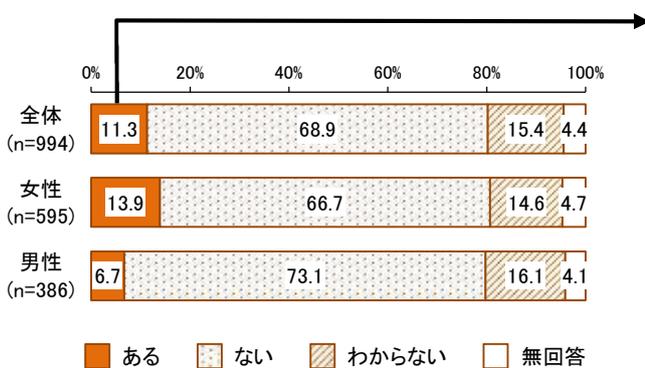
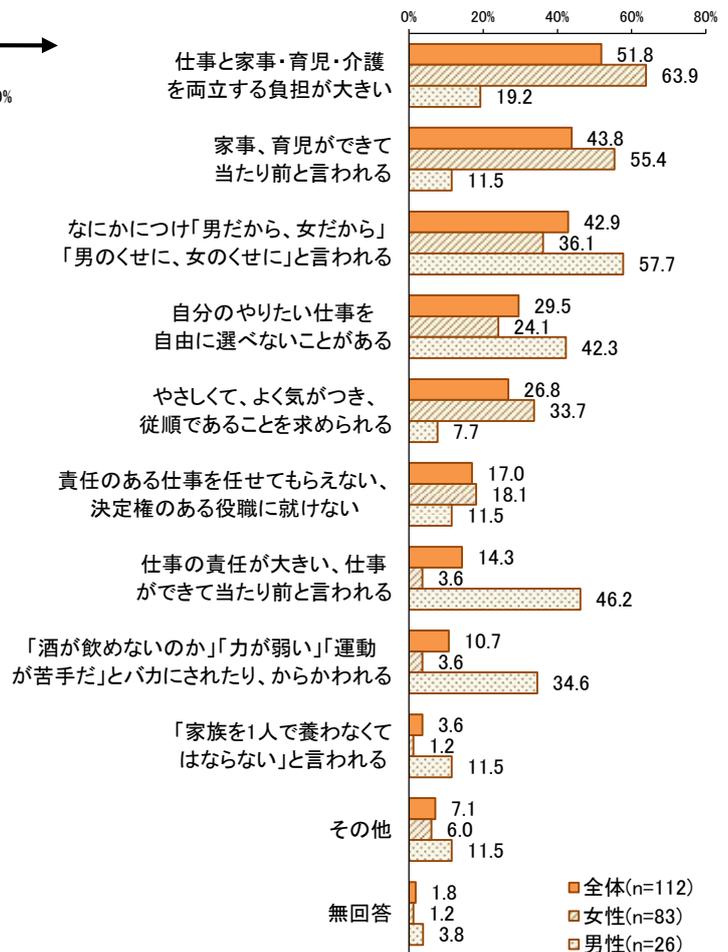


図 「女性・男性であること」によって
負担感や生きづらさを感じたとき



1. 生涯学習におけるジェンダー平等学習の推進

具体的施策① ジェンダー平等意識を高める慣行の見直し

内容	担当部署
・男性は仕事、女性は家庭といった、固定的性別役割分担意識を変えていくための取り組みを推進します。	協働のまちづくり推進課

具体的施策② 多様性を認める意識の醸成

内容	担当部署
・女性をはじめ、子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティなどの社会的弱者の人権を尊重できるまちづくりを推進します。	協働のまちづくり推進課

2. 男女共同参画に関する情報収集と発信

具体的施策① ジェンダー平等・男女共同参画推進のための広報活動の推進

内容	担当部署
・広報紙や町ホームページなどのあらゆる媒体を通じて、ジェンダー平等のための啓発活動を充実します。 ・町の発行物や情報発信については、男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。	協働のまちづくり推進課

数値目標

指標	現状値	目標値 (令和9年度)
社会通念・慣習・しきたりなどの分野が男女平等であると考える人の割合	17.6%	30%以上
社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	17.1%	30%以上
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考えている人の割合	33.7%	20%未満

計画の推進

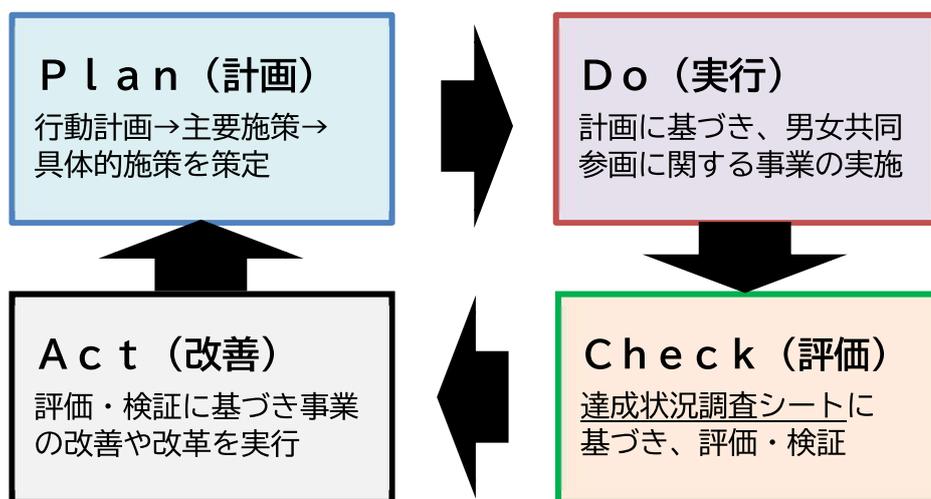
■計画の実効的な推進をめざして

本町では、毎年度「男女共同参画行動計画達成状況調査シート」を作成して、計画に掲げられた施策の達成状況を点検し、広陵町男女共同参画審議会(以下、「審議会」という。)において進捗状況等の審議を行っています。

令和3(2021)年度の実績は下表のとおりとなっており、64の具体的施策のうち達成度A・Bが半数強である一方、達成度D・Eが1割強あり、施策を実施できていない項目があります。

達成度	評価内容	達成状況	令和3年度実績
A	計画に掲げた施策を達成した	ほぼ100%	2
B	計画に掲げた施策を概ね達成した	75%程度	33
C	現在、施策の達成に向けて動いている (半分程度実施した)	50%程度	21
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている (施策に着手し、動き始めることはできた)	25%程度	4
E	現在、ほとんど手を付けていない (施策に着手することができなかった)	0%	4
合計			64

本計画を推進していくためには、審議会による計画の評価検証を実施するとともに、その評価を施策に反映するPDCAサイクルを推進する必要があります。



計画(Plan)策定後、計画に基づく事業の実施(Do)を行います。
 事業実施後、広陵町男女共同参画審議会(外部評価)、広陵町男女共同活躍推進委員会・作業部会(内部評価)による評価(Check)を行います。
 評価に基づく改善(Act)を実施し、次の計画に反映することとします。

また、審議会とともに、庁内組織である広陵町男女共同活躍推進委員会(以下、「推進委員会」という。)および広陵町男女共同活躍作業部会(以下、「作業部会」という。)において、庁内関係部局間の総合調整を行うとともに、施策を着実に実行する必要があります。

男女共同参画社会の実現には、行政機関だけでなく住民や事業者、NPOや区・自治会などの地域団体などと連携することが不可欠であるため、あらゆる機会をとらえて住民等との協働および連携を積極的に推進する必要があります。

本計画の実効性を高くするため、国・奈良県の機関や近隣市町および関係団体等との連携を推進しなければなりません。

1. 推進体制の充実・強化

内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・「広陵町男女共同活躍推進委員会」を中心として、総合的・組織横断的な施策を推進します。 ・国、県、関係機関との連携体制を強化します。 ・近隣市町などとの連携による情報交換、協力体制を強化します。 ・職員や関係団体等住民への男女共同参画、人権に関する研修を充実します。 	協働のまちづくり推進課

2. 計画の進行管理

内容	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・「広陵町男女共同活躍推進委員会」による計画の進捗状況の把握・評価内容の公表を行います。 ・「広陵町男女共同参画審議会」による計画の進捗状況の評価を行います。 	協働のまちづくり推進課

数値目標

指標	現状値	目標値 (令和9年度)
男女共同参画および人権に関する職員研修参加者数	0人 (令和4年度)	150人
男女共同参画および人権に関する講演会や研修等の住民参加者数	100人 (令和4年度)	200人
男女共同参画行動計画達成状況調査における達成度A・Bの割合	51.6% (令和3年度)	70%以上